令和3年度　茨城空港閑散期等旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、茨城空港を出発する企画旅行（募集型企画旅行（エスコート型に限る）又は受注型企画旅行（オーダーメード型））のツアー造成に当たり、旅行会社等に対し助成金を交付することにより、閑散期等の茨城空港の利用促進を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第2条　助成金の交付対象者は、閑散期等に募集型企画旅行又は受注型企画旅行を催行した旅行会社とする。

（助成の期間及び助成額）

第3条　助成の対象とする時期及び路線等については別表のとおりとし、催行人数に応じた助成を実施する。

　なお、対象とする旅行商品については、茨城空港出発の旅行商品に限ることとする。

（交付申請手続）

第4条　助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類をツアー催行の1ヶ月前までに、茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（交付決定）

第5条　会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の請求等）

第6条　申請者は、助成事業の完了日から１ヶ月以内又は令和４年３月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書及び請求書(様式第3号)を関係書類等添付し、会長に提出しなければならない。

（交付金額の確定及び交付）

第7条　会長は、前条の実績報告書に基づき、助成金の額を精査のうえ確定し、助成金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2　　会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条　申請者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、申請者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（事業の終了）

第9条　助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
この要綱は令和3年4月1日から施行する。
手配旅行・フリープラン及び要綱施行以前より造成されていたツアーについては対象外とする。

（別表）

対象路線	対象期間	出発又は到着日	助成額 (上限額)
国内線全路線	令和３年５月１０日～７月２０日	月・火・水・木曜日 ※祝日は除く	３０万円
札　　幌	令和３年１１月～令和４年３月 ＜対象外期間＞ 年末年始：１２月２０日～１月３日 さっぽろ雪まつり開催期間 春休み：３月２２日～３月３１日	月・火・水・木曜日 ※祝日は除く	３０万円
那　　覇	令和３年１１月～令和４年３月 ＜対象外期間＞ 年末年始：１２月２０日～１月３日 春休み：３月２２日～３月３１日	月・火・水・木曜日 ※祝日は除く	３０万円
対象は茨城空港出発の旅行商品とし、助成額はツアー参加者１人につき１，０００円、１社当たり各路線３０万円を上限額とする。			

※本表は空港ダイヤの変更等に応じ、適宜修正するものとする。